

瑞穂町海外留学奨学生 募集案内

瑞穂町海外留学奨学資金等支給制度

瑞穂町では、「瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例」を制定し、積極的に海外の学校で、学芸や技能を修得しようとする青少年に対し、奨学資金と渡航費用の一部を支給する制度を創設しました。

この制度は、「瑞穂町教育振興基金」を原資に、外国の学校に留学する方に奨学資金等を支給することで、国際的な視野に立ち、瑞穂町及び社会に貢献する人材を育成することを目的としたものです。

瑞 穂 町

募集要項

1. 募集人員／若干名
2. 留学期間／1 学年以上（ただし、奨学資金等の支給期間は1 年間を限度とします）
3. 留学先／各国における高等学校及び大学またはこれに準ずる学校
（入学手続きについては、各自で行ってください）
4. 支給内容／①奨学資金 留学先学校の授業料はまたはこれに準ずると認められる費用
②渡航費用 留学先国への渡航に要する往復航空運賃
※①+②の限度額は150 万円
5. 応募資格／①30 歳未満であること
②町の住民基本台帳に記録され、町内に引き続き2 年以上居住していること
③本人及びその家族が、町税及び国民健康保険税を完納していること
④学校教育法の規定による次の学校を卒業もしくは在学していること
ア 中学校（ただし、在籍者は3 年生に限る）
イ 義務教育学校（後期課程への在籍者は第9 学年に限る）
ウ 高等学校
エ 中等教育学校（前期課程への在籍者は3 年生に限る）
オ 特別支援学校（中等部への在籍者は3 年生に限り、幼稚園、小等部は除く）
カ 大学（短期大学、大学院を含む）
キ 高等専門学校（専攻科を含む）
ク 専修学校
⑤留学先国の母国語もしくは使用言語で意思の伝達ができ、成績優秀、品行方正及び留学に絶えうる健康状態であること
⑥留学にあたり、他から同種の奨学資金等を受けないこと
⑦留学先の学校から入学許可書または受け入れる旨の証明書を有している、もしくは取得できる見込みのあること
⑧留学先の学校に1 学年以上留学すること。
⑨連帯保証人が2 名以上いること（ただし、1 名は本人の家族ではないこと）
6. 申請手続／①申請書類
瑞穂町海外留学奨学資金等支給申請書に次の書類を添えて町へ提出
住民票の写し（世帯全員）
納税証明書（世帯全員）⇒申請書の閲覧同意書に記名押印された方は添付不要
在学証明書または卒業証明書の写し
在学学校長もしくは担当教授等が発行する推薦書
留学学校の入学許可書または受け入れを認められたことを証明する書類の写し
（日本語訳添付） **ただし、取得見込みの方は後日提出**
連帯保証人の住民票の写し
連帯保証人の納税証明書⇒申請書の閲覧同意書に記名押印された方は添付不要
（ただし、連帯保証人が町外在住の方を除く）
※海外留学奨学生決定後に、別途書類が必要となります

②受付期間

第1期 毎年6月1日から6月30日まで（休日の場合は翌日）

第2期 毎年1月4日から1月31日まで（休日の場合は翌日）

③受付窓口

瑞穂町 企画部 企画政策課 企画推進係

7. 選考／瑞穂町海外留学生選考委員会において書類審査等によって選考されます

8. 選考結果／瑞穂町海外留学生選考委員会による選考結果を郵送により通知します

.....

奨学生に決定したら

1. 提出書類／①瑞穂町海外留学奨学生誓約書

②瑞穂町海外留学奨学資金等請求書

※瑞穂町海外留学奨学生届出代理人指定届

※入学許可書または受け入れを認められたことを証明する書類（申請時未提出者）

2. 届出事項／次の各事項に該当した場合は、所定の届出書を提出してください

①留学を中止するとき

②留学の期間を短縮または延長するとき

③連帯保証人の氏名・住所等に異動があったとき又は変更するとき

④その他、申請書に記載の内容に変更があったとき

3. 報告事項／海外留学奨学生は、留学終了後、次の事項について報告及び書類を提出してください

留学先の学校の単位取得証明書、成績証明書等

実績報告書

留学の体験や留学によって得られた学芸及び技能に関する報告書（任意様式）

4. 注意事項／海外留学奨学生が次の事項に該当した場合は、奨学資金等の支給を取り消し、返還することとなりますのでご注意ください

①応募資格に該当しなくなったとき

②留学を中止し、留学計画を全うできないと認められたとき

③偽りその他不正の手段により奨学資金等の支給を受けたとき

④奨学資金等を目的以外に使用したとき

制度に関する Q & A

Q この制度を活用したいのですが、年齢制限はありますか？

A 応募資格④に記載の学校に在籍または卒業した方で、申請日現在 30 歳未満の方が対象となります。

Q 留学する学校は大学でなくてはならないのですか？

A その国の正規の教育課程を履修するための、高校・大学・大学院であれば、国立でも私立でも問題ありません。ただし、語学留学や短期のホームステイ留学、聴講生や研究生としての留学は対象となりません。

Q 海外留学奨学生になることによって、特別な義務はありますか？

A 留学終了後、留学報告書や実績報告書を作成する義務はありますが、留学によって得られた知識と経験を、町の学校や地域活動へ積極的に還元していただくことを最も期待しています。

Q 奨学金はいつまでに返済すればよいのですか？

A この制度の奨学金は融資ではなく支給するものです。返済の心配をすることなく学業に専念していただけます。ただし、実際に要した経費より多くの奨学資金等を受け取られた場合は、差額を返還していただきます。

Q ほかの奨学金を受ける予定がありますが、応募できますか？

A 授業料、教科書代、航空運賃として、他の奨学制度を受ける方には、この奨学金を支給することができません。

▼お問い合わせ▼

瑞穂町 企画部 企画政策課 企画推進係

〒190-1292 瑞穂町箱根ヶ崎 2335 番地 電話 042-557-7468 (ダイヤルイン)